

意見書案第 15 号

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 7 年 10 月 15 日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

## 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

政党助成金制度は、90年代の政治改革において企業・団体献金の禁止と引換えという名目で導入された。しかし実際には今日まで、政党本部・支部への企業・団体献金は温存され、もう一方で国民の税金である政党助成金を受け取る二重取りが続けられている。

そして政党が政治資金パーティーの名で脱法的に、組織として企業・団体献金を大規模かつ長期にわたって集め、政治資金収支報告書に記載しないなどといわゆる裏金をつくってきた事実が明らかとなった。

営利を目的とする企業が個人をはるかに超える強大な財力で、政治に影響を与え自己の利益を図れば、政治は大企業、財界に向けたものになってしまうことは明らかである。献金を受けた政党と企業との癒着によって政治が歪められた事例は、枚挙にいとまがない。

これまでも政治と金に関する事件が原因で、公職選挙法や政治資金規正法に違反したとして国会議員の辞職や大臣の辞任が繰り返されてきた。

物価高騰から日々の暮らしを守るために苦勞している国民の裏金事件に対する怒りは、2024年の総選挙、今年の参議院選挙での与党過半数割れという結果にも表れている。

2024年、政治資金規正法の改正が行われたが、パーティー券購入や献金の抜け道を温存し、政治資金の透明化を後退させるものに留まった。

政治と金の問題を解決する上で、政治の歪みを正し、国民主権を貫くためにも、企業・団体献金の禁止が欠かせない。実際、今や多くの政党がこの方向で基本的に一致している。

よって、国及び政府においては、企業・団体献金の部分的な制限ではなく、全面禁止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

大津市議会議長 草 野 聖 地

内閣総理大臣  
総務大臣

衆議院議長  
参議院議長

あて